日本私立学校振興・共済事業団共済規程（平成九年十二月二十四日文部大臣認可諸高第四十六の二号）の一部変更について

（平成二十七年三月二十四日文部科学大臣認可二十六受文科高第二六九八号）

日本私立学校振興・共済事業団共済規程（平成九年十二月二十四日文部大臣認可諸高第四十六の二号）の一部を次のように変更する。

第二十条第二項第二号中「児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）第二十二条第九項」を「子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第七十一条第九項」に改める。

第二十六条第二項の表を次のように改める。

		掛金率								
		短期掛金率				長期掛金率				
		合計	内訳			合計	内訳			
			短期給付分	事務費分	福祉事業分	介護分		長期給付分	事務費分	福祉事業分
甲種加入者	介護納付金に係る掛金の徴収対象月	千分の八十六・九五	千分の七十三・九二	千分の〇・五五	千分の一・二五	千分の十一・二五	千分の百四十五・三四	千分の百四十三・五四	千分の〇・五五	千分の一・二五
	その他の月	千分の七十五・七	千分の七十三・九二	千分の〇・五五	千分の一・二五		千分の百四十五・三四	千分の百四十三・五四	千分の〇・五五	千分の一・二五
乙種加入者	介護納付金に係る掛金の徴収対象月	千分の八十七・六五	千分の七十三・九二	千分の〇・五五	千分の一・九五	千分の十一・二五				
	その他の月	千分の七十六・四	千分の七十三・九二	千分の〇・五五	千分の一・九五		千分の百四十六・〇四	千分の百四十三・五四	千分の〇・五五	千分の一・九五
丙種加入者										

備考　この表及び次項の表において「介護納付金に係る掛金の徴収対象月」とは、共済法第二十七条第二項の規定により介護納付金に係る掛金を徴収することとなる月をいう。

第二十六条第三項の表中「千分の八十七・八一」を「千分の八十七・六五」に、「千分の十一・四一」を「千分の十一・二五」に改める。

附　則

1　この変更は、平成二十七年四月一日から実施する。

2　変更後の第二十六条の規定は、平成二十七年四月分以後の掛金について適用し、同月分前の掛金については、なお従前の例による。

平成二十七年四月三十日

東京都千代田区富士見一丁目一〇番一一号

日本中央競馬会平成26事業年度決算等に関する公告

平成27年4月30日

東京都港区西新橋1丁目1番19号

日本中央競馬会

理事長　後藤　正幸

1．平成26事業年度の貸借対照表及び損益計算書の要旨

貸借対照表の要旨

（平成26年12月31日現在）

一般勘定　（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	457,540	流動負債	44,556
固定資産	720,749	固定負債	31,042
有形固定資産	503,109	資本金等	1,060,861
無形固定資産	23,084	繰越利益剰余金等	39,667
投資その他の資産	194,554	評価・換算差額等	2,162
合計	1,178,289	合計	1,178,289

日本私立学校振興・共済事業団

損益計算書の要旨

（平成26年1月1日から平成26年12月31日まで）

一般勘定　（単位：百万円）

費用の部		収益の部	
科目	金額	科目	金額
事業費用	2,474,727	事業収益	2,512,747
勝馬投票券諸支払金	1,881,914	勝馬投票券収入	2,502,671